

議案第 58 号

市川市災害対策本部条例の一部改正について

市川市災害対策本部条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 2 月 13 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市災害対策本部条例の一部を改正する条例

市川市災害対策本部条例（昭和 37 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「災害対策本部」を「、市川市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）」に、「定めることを目的」を「定めるもの」に改める。

第 2 条第 2 項中「事故あるとき」を「事故があるとき又は災害対策本部長が欠けたとき」に改め、同項に後段として次のように加える。

災害対策副本部長が 2 人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ、災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

第 3 条を次のように改める。

（対応本部）

第 3 条 災害対策本部に、次に掲げる対応本部を置く。

- (1) 消防本部
- (2) 医療本部
- (3) 被災生活支援本部
- (4) 被災市街地対応本部
- (5) 行徳本部

- 2 対応本部に対応本部長を置き、災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する。
- 3 対応本部長は、対応本部の事務を掌理する。
- 4 対応本部に対応本部長のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の必要な職員は、市の職員のうちから災害対策本部長が任命する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

被災現場での被災者の要望等に機動的に対応するため災害対策本部に応急対策活動の推進機関として対応本部を設置するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

